

令和 7 年 1 2 月定例会

提出予定議案の概要

(予算を除く)

八代市

<u>開会日提出予定議案</u>		1
事件議案 6 件		1
条例議案 8 件		2
 <u>追加提出予定議案</u>		 4
人事議案 7 件（閉会日提出予定）		4
 <u>議案以外の諸報告</u> 1 件		 4

開会日提出予定議案

事件議案（６件）

議案第１１３号 訴えの提起について

（財産経営課）

所有権移転登記手続請求事件に関して訴えを提起することについて、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により議会の議決を求めるもの

別紙位置図 1

（経緯）

令和５年１０月に八代市立病院跡地の一部の土地の相続人４人を被告として本市が提起した所有権移転登記手続請求事件において勝訴判決が確定した後、同土地の別の相続人１人の存在が判明したため、令和６年１０月に当該相続人を被告として同様の訴えの提起後、勝訴判決が確定した。

その後、相続人になり得る別の個人（１人）の存在が判明したため、当該１人を被告として、同様の訴えを提起するもの

（１）当事者

原告 八代市

被告 個人 １人（住居所不明のため、不在者財産管理人を選任）

（２）事件名

所有権移転登記手続請求事件

（３）請求の要旨

八代市立病院跡地の個人（所有者は死亡）の所有地となっている（４）の物件について、不在者財産管理人に対し時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めるもの

（４）物件目録

所在 八代市妙見町字観行寺

地番 １４９番

地目 田

地積 ５３５㎡

議案第１１４号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

（財産経営課）

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更（住民の交通災害見舞金に関する事務に係る組合市町村の変更）に伴い、規約の一部変更について地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるもの

議案第１１５号 市道路線の廃止について

（土木課）

市道「日奈久竹之内町３号線」の廃止について、道路法第１０条第３項の規定により議会の議決を求めるもの

（廃止する理由）

国道３号線の拡幅工事により新設された歩道の供用を開始するに当たり、本路線を一旦廃止する。※議案第１１６号で再度認定

別紙位置図 2

議案第 116 号 市道路線の認定について

(土木課)

議案第 115 号で一旦廃止する市道路線について、起点・終点を変更して、再度認定を行うことについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるもの

別紙位置図 3

議案第 117 号 指定管理者の指定について

(障がい者支援課)

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの

施設名 八代市立希望の里たいよう

指定管理者となる団体 社会福祉法人八代市社会福祉事業団

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 118 号 指定管理者の指定について

(商工政策課)

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの

施設名 八代市がらっぱ広場

指定管理者となる団体 まちなか活性化協議会

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

条例議案（8 件）

議案第 119 号 八代市支所及び出張所設置条例の一部改正について

(坂本支所地域振興課)

令和 2 年 7 月豪雨により被災した坂本支所について、設置場所を移転し、新たな庁舎の供用を開始することに伴い、所要の改正を行うもの（規則で定める日施行）

改正前 八代市坂本町坂本 4 2 2 8 番地 1 2

改正後 八代市坂本町坂本 4 1 6 1 番地 1

※坂本支所は被災後、仮設庁舎において業務を実施している。

議案第 120 号 八代市振興センター条例の一部改正について (坂本支所地域振興課)

坂本地域の振興に資するため、八代市振興センター坂本を設置するに当たり、当該公の施設の名称、位置及び使用料を定めるため、所要の改正を行うもの（令和 8 年 4 月 1 日施行）

※八代市振興センター坂本の設置に当たっては、令和 8 年 4 月 1 日付けで供用を廃止する八代市坂本地域福祉センターを活用する。（議案第 122 号関係）

議案第 1 2 1 号 八代市コミュニティセンター条例の一部改正について

(市民活動政策課)

令和 2 年 7 月豪雨により被災した八代市坂本コミュニティセンターについて、設置場所を移転し、新たな施設の供用を開始することに伴い、所要の改正を行うもの(規則で定める日施行)

改正前 八代市坂本町荒瀬 1 3 0 7 番地

改正後 八代市坂本町坂本 4 1 6 1 番地 1

※八代市坂本コミュニティセンターは被災後、八代市坂本地域福祉センターの一部を借用して業務を実施している。

議案第 1 2 2 号 八代市坂本地域福祉センター条例の廃止について (健康福祉政策課)

八代市坂本地域福祉センターの供用を廃止するに当たり、当該公の施設の設置及び管理に関して定める条例を廃止するもの(令和 8 年 4 月 1 日施行)

※廃止後の当該施設を活用し、八代市振興センター坂本を設置する。(議案第 1 2 0 号関係)

議案第 1 2 3 号 八代市立坂本診療所条例の制定について

(健康福祉政策課)

地域住民の健康保持及び医療福祉の増進並びに地域医療の確保を図るため、新坂本支所庁舎内(議案第 1 1 9 号関係)に八代市立坂本診療所を設置するに当たり、当該公の施設の設置及び管理に関し必要な条例を制定するもの(令和 8 年 3 月 1 日施行)

議案第 1 2 4 号 八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(こども未来課)

八代市立宮地さくら保育園が令和 7 年度末で閉園となることに伴い、保育園の名称及び位置を定める別表から同保育園を削除する改正を行うもの(令和 8 年 4 月 1 日施行)

議案第 1 2 5 号 八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(こども未来課)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法の一部改正により、新たに創設された乳児等通園支援事業(※)について、全ての市町村において実施することとされたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(内閣府令)に従い、所要の条例を制定するもの(公布の日施行)

※生後 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていないこどもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度。通称「こども誰でも通園制度」

(主な制定内容)

- ・利用乳幼児の人権配慮、外部評価の実施等に関する事項
- ・非常災害対策、安全計画の策定等に関する事項
- ・虐待等の防止、食事、秘密保持等に関する事項
- ・乳児等通園支援事業の区分（一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業）に関する事項
- ・それぞれの事業区分における設備及び職員の基準に関する事項

議案第 1 2 6 号 八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

(住宅課)

次に掲げる改正を行うもの

- (1) 坂本町に新たな市営住宅を設置することに伴い、当該住宅の名称、位置等について規定する。(令和 8 年 1 月 1 0 日施行)

名称 坂本団地

位置 八代市坂本町坂本 4 1 6 1 番地 4

- (2) これまで同条例施行規則において規定していた全ての市営住宅の名称及び位置に係る規定を同条例において整備する。(令和 8 年 1 月 1 0 日施行)

追加提出予定議案（7 件）

人事議案（7 件） 閉会日提出予定

議案第 1 2 7 ～ 1 3 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(人事課)

人権擁護委員（任期 3 年）のうち、7 人が令和 8 年 3 月 3 1 日に任期満了となることから、法務大臣に委員候補者を推薦することについて人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるもの

【議案以外の諸報告】

報告第 1 4 号 専決処分報告書